暗闇の中の光としての『国際法以後』

小坂田　裕子（中央大学）

2024年６月22日に駒澤大学で開催された最上敏樹先生『国際法以後』 出版記念講演会にパネリストとして参加させていただいた。国際法の実効性や国際法学、特に価値中立性を志向する法実証主義学派への疑問を投げかける本書は、ロシアとウクライナの戦争やイスラエルとハマスのガザにおける戦争を主なきっかけとして、国際法に良くも悪くも世の中の関心が集まっている中、満を持して出版され、大きな衝撃を学界内外に与えている。国際法が必要されている時代であるにも関わらず、多くの一般の人が思っているようには機能をしていない、その素朴あるが、重要な疑問に正面から向き合う待望の書といえる。そのような本の出版講演会でパネリストを務めることができたことは、とても貴重な経験であった。

国際法を形成してきたのは、主に国家であるが、そこに大国の力大きく働き、どのような正当化理由があろうとも、国際法が多くの場合、大国に優位に機能してきたことは否定しがたい事実であり、そのしわ寄せを喰らってきたのがまさにウクライナやガザのパレスチナ人、そして筆者が専門とする先住民族のような弱い存在である。それに気がつきながら、国際法学者、特に法実証主義学派がこの問題を根本的に克服する努力を真剣にしてきたのか、という厳しいながらも、愛ある批判を最上先生がなされている側面が本書にはあるのだと理解している。誤解を恐れずに言えば、それは、エリート主義の国際法学に対して、見捨てられてきた弱い存在に寄り添った視点から行われた批判といえるのかしれない。

このように筆者は、本書の意義を基本的には積極的に評価しているが、他方で、本書の批判の対象となっている法実証主義学派の末端に属している関係で、同学派の中にも人道、人権といった正義にかなう諸価値の実現を考えて、もがいている研究者が少なからずいるということはコメントの冒頭でお伝えした。またコメントの最後には、次のような趣旨の見解を示し、最上先生に意見を求めた。最上先生が指摘された根本的な解決を目指すための理論的考察の必要性は、間違いなく重要ではあるが、その理論に基づいて現実を変えることは一足飛びにはいかないのではないか、ということも考えていた。言い換えれば、現実の変化のためには、私たちは光を目指して暗闇の中を段階を踏んで地道に歩むしかないのではないか、ということである。最上先生の提示される根本的な解決のための理論研究を光だとすれば、根本的な解決には至らないけれども、その光を目指して行われている実証主義学派等による様々な段階的な研究も、その意味で、重要ではないか。この点について最上先生にご意見を求めたところ、筆者の主張に賛同いただけた。

最上先生の基調講演、また他のパネリスト報告や座談会から学ぶことも多く、このような機会を与えていただいたことに感謝したい。